

2024年5月1日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都文京区後楽二丁目5番1号
株式会社良品計画
代表取締役 堂前 宣夫

東京都港区芝浦三丁目16番16号
三菱商事ファッション株式会社
代表取締役社長 村田 茂

三菱商事ファッション株式会社（以下「吸収分割会社」という。）と株式会社良品計画（以下「吸収分割承継会社」という。）は、2023年9月22日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2024年5月1日を効力発生日として、吸収分割会社が営む吸収分割承継会社を販売先とする衣料品製造販売事業（以下「本事業」という。）の権利義務の一部を吸収分割承継会社に吸収分割（以下「本吸収分割」という。）により承継させました。

つきましては、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備え置くことといたします。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2024年5月1日

2. 吸収分割会社（三菱商事ファッション株式会社）における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はございません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はございません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年3月22日付けで官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社（株式会社良品計画）における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社においては会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はございません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社においては会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はございません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年3月22日付けで官報公告及び電子公告を行いました。また、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2024年5月1日をもって、当該効力発生日の前日の終了時点において本事業に主として従事する吸収分割会社の従業員との間の雇用契約の契約上の地位及びこれに関する契約書、履歴書、考課表その他の書類及びデータを引き継ぎました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2024年5月1日より14日以内に登記申請予定

6. その他重要な事項

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の2第3項の規定に基づき、2024年4月5日、本吸収分割に関する計画届出書を公正取引委員会に提出し、2024年4月23日付で、公正取引委員会から、同計画について排除措置命令を行わない旨並びに同法第15条の2第4項及び第10項第8項に定める30日の期間を18日に短縮する旨の通知を受けました。